



発行 新潟県

**第 27 号**

平成30年4月6日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

35 新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（経営普及課）

告 示

- 367 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 368 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 369 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 370 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 371 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 372 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 373 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 374 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 375 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 376 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 377 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 378 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 379 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 380 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 381 公共測量の終了通知（監理課）
- 382 公共測量の終了通知（監理課）
- 383 公共測量の終了通知（監理課）
- 384 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 385 道路の区域変更（道路管理課）
- 386 道路の供用開始（道路管理課）
- 387 道路の区域変更（道路管理課）
- 388 道路の供用開始（道路管理課）
- 389 道路の区域変更（道路管理課）
- 390 道路の供用開始（道路管理課）
- 391 道路の区域変更（道路管理課）
- 392 道路の区域変更（道路管理課）
- 393 道路の供用開始（道路管理課）
- 394 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 395 公有水面埋立の竣功認可（港湾整備課）

公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

3 個人演説会等を開催することのできる施設の訂正報告(選挙管理委員会)

労働委員会公告

調停申請(労働委員会事務局総務課)

新潟海区漁業調整委員会公告

漁場計画樹立に係る公聴会の開催について(新潟海区漁業調整委員会)

佐渡海区漁業調整委員会公告

漁場計画樹立に係る公聴会の開催日時、場所及び高潮する事項の県報登載について(佐渡海区漁業調整委員会)

公安委員会告示

40 少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域(少年課)

41 機械警備業務管理者講習の実施(生活安全企画課)

雑報

一般競争入札の実施(大学・私学振興課)

正誤

平成30年3月30日付け県報号外1条例第10号中(法務文書課)

平成30年3月27日付け新潟県告示第306号中(河川管理課)

規則

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第35号

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年新潟県規則第94号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(事務の委託) 第15条 知事は、林業・木材産業改善資金の貸付けの事業のうち貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務を新潟県森林組合連合会に委託することができる。	(事務の委託) 第15条 知事は、林業・木材産業改善資金の貸付けの事業のうち貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務を新潟県森林組合連合会及び新潟県木材協同組合連合会に委託することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

◎新潟県告示第367号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

平成30年4月6日

新潟県知事 米山 隆一

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日

新潟県立燕労災病院	燕市佐渡633番地	育成医療・更生医療 (腎臓に関する医療)	平成30年4月1日
-----------	-----------	-------------------------	-----------

◎新潟県告示第368号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年4月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	住 所	担当する医療の 種 類	廃止年月日
独立行政法人労働者健康安全機構 燕労災病院	燕市佐渡633番地	育成医療・更生医療 (腎臓に関する医療)	平成30年3月31日

◎新潟県告示第369号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、阿賀町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月7日(月)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	阿賀町役場多目的ホール	阿賀町全域
5月8日(火)		阿賀町鹿瀬支所車庫	
5月9日(水)		阿賀町上川支所農政車庫	
5月10日(木)		阿賀町三川支所車庫	
5月11日(金)			
5月14日から平成31年3月15日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月31日、平成31年1月1日、1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	上記の未受検者 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第370号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	7者	高田1092番21ほか80筆 7.7ha
新発田市	35者	宮古木山立617番1ほか982筆 88.4ha
阿賀野市	10者	保田城ノ越4830番ほか129筆 12.0ha
胎内市	5者	築地宮の下1314番ほか17筆 6.0ha

聖籠町	7者	諏訪山松庵2115番1ほか17筆 1.5ha
新潟市	63者	北区上大月川端145番ほか608筆 54.1ha
三条市	7者	大宮新田出来潟870番ほか33筆 5.4ha
燕市	9者	高木5384番ほか28筆 5.7ha
田上町	4者	田上嶋へイ3560番1ほか75筆 7.4ha
弥彦村	2者	矢作柿ノ浦7432番ほか38筆 3.4ha
長岡市	5者	高島町上の島2232番ほか28筆 3.0ha
見附市	3者	漆山町惣六2028番ほか8筆 4.7ha
魚沼市	2者	岡新田上島209番ほか14筆 1.2ha
十日町市	1者	高島4089番ほか1筆 0.1ha
上越市	5者	吉川区神田町十号412番ほか34筆 5.2ha
妙高市	1者	除戸西原546番1ほか9筆 0.2ha
糸魚川市	1者	田屋十二平600番 0.2ha
佐渡市	33者	城腰下町1732番ほか189筆 24.5ha
合計	200者	2,308筆 230.7ha

## 2 申請年月日

平成30年3月28日

## 3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

## 4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

## ◎新潟県告示第371号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、長岡市の信濃川左岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成30年4月6日

新潟県長岡地域振興局長

## 1 就任

理事 長岡市巻島1丁目37番地 松永 栄

就任年月日 平成30年3月23日

## ◎新潟県告示第372号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の金井土地改良区の定款の変更を平成30年3月27日認可した。

平成30年4月6日

新潟県佐渡地域振興局長

## ◎新潟県告示第373号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の吉井土地改良区の定款の変更を平成30年3月29日認可した。

平成30年4月6日

新潟県佐渡地域振興局長

#### ◎新潟県告示第374号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、胎内市の一部を受益地域とする県営苔実地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧に供する期間  
平成30年4月9日から平成30年5月9日まで

- 3 縦覧に供する場所  
胎内市役所

- 4 その他

- (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

- (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第375号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、阿賀野市及び新発田市の一部を受益地域とする県営滝沢地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧に供する期間  
平成30年4月9日から平成30年5月9日まで

- 3 縦覧に供する場所  
阿賀野市役所及び新発田市役所加治川庁舎

- 4 その他

- (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる

場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第376号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、阿賀野市の一部を受益地域とする県営沖山地区農業用排水施設整備(かんがい排水「排水対策特別」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米山 隆一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年4月9日から平成30年5月9日まで

3 縦覧に供する場所

阿賀野市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第377号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、阿賀野市の一部を受益地域とする県営花立川地区農業用排水施設整備(かんがい排水「排水対策特別」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米山 隆一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成30年 4 月 9 日から平成30年 5 月 9 日まで

## 3 縦覧に供する場所

阿賀野市役所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第378号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、阿賀野市の一部を受益地域とする県営堀耕東地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 4 月 6 日

新潟県知事 米 山 隆 一

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成30年 4 月 9 日から平成30年 5 月 9 日まで

## 3 縦覧に供する場所

阿賀野市役所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第379号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、燕市の一部を受益地域とする県営米納津佐渡山地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
平成30年4月9日から平成30年5月9日まで

3 縦覧に供する場所  
燕市役所

4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第380号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営赤沢地区区画整理・農業用排水施設整備(農地環境整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
平成30年4月9日から平成30年5月9日まで

3 縦覧に供する場所  
糸魚川市役所

4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。



イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

#### ◎新潟県告示第381号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新潟地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 花見地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成29年4月28日から平成30年3月9日まで
- 3 作業地域 燕市花見ほか地内

---

#### ◎新潟県告示第382号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業中ノ通地区 地区境界測量）
- 2 作業期間 平成29年8月1日から平成30年3月8日まで
- 3 作業地域 阿賀野市中ノ通ほか地内

---

#### ◎新潟県告示第383号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）2点  
公共測量（3級基準点測量）2点
- 2 作業期間 平成29年10月7日から平成30年2月16日まで
- 3 作業地域 岩船郡関川村大字下鍛江

---

#### ◎新潟県告示第384号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年4月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 起業者の名称  
学校法人中央学園
- 2 事業の種類  
日本海聖高等学校（創進高等学校）屋外グラウンド新設工事
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
見附市市野坪町字浦、市野坪町、福島町字東境、本所町字皿の子及び本町字皿ノ子地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由

## (1) 法第20条第1号の要件への適合性

日本海聖高等学校（創進高等学校）屋外グラウンド新設工事（以下「本件事業」という。）は、法第3条第21号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校のための施設を整備するものであり、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、平成29年3月の理事会において、本件事業についての承認を得ており、また、必要な財源についても自己資金により予算措置していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 法第20条第3号の要件への適合性

## ア 得られる公共の利益

起業者が経営する日本海聖高等学校は、通信制の高等学校であるが、全日制と同様に、生徒が毎日学校に登校し必要な単位を取得する全日制と同様の方式を採用している。現在、当該高等学校は、屋外グラウンドを所有しておらず、体育授業や部活動は専ら体育館で実施している。当該高等学校は、平成30年度より、学校名を「創進高等学校」と改称し、専攻科や授業内容を刷新する計画であり、これを機に、かねてより父兄等から要望のあった屋外グラウンドを新たに整備し、体育授業や部活動において屋外活動を取り入れることとしたものである。

本件事業の実施により、陸上競技やサッカーなど屋外でしか実施できない運動を体育授業や部活動に取り入れることができ、生徒のスポーツの技能向上だけでなく、豊かな学校生活や生徒の生きる力の育成の実現に資するものと認められる。また、屋外グラウンドの完成により、学校の魅力が向上し、生徒数の減少に歯止めをかけることも期待できるものである。さらに、屋外グラウンドの周辺地域への開放も計画しており、本件事業により、地域のスポーツ活動にも貢献できることが期待され、公益に大きく資するものである。

本件事業の実施による周辺環境への影響として、隣接する住家や線路への土埃の飛散や球技に使用するボールの進入が懸念されるが、起業者は、定期的な防塵剤の散布により土埃の飛散を抑制し、また防球ネットを設置して対策を講じることとしていることから、これらの影響は小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

## イ 失われる利益

本件起業地は、文化財保護や鳥獣の保護に関して、本件事業の実施について特段の支障がないことを、起業者がそれぞれ市の担当課に確認しており、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

## ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、校舎との距離や経済的条件などから2箇所を選定して比較検討した結果、創進高等学校と改称した後も現在ある校舎や体育館を利用し、グラウンドだけを整備することで経済的な負担を軽減でき、校舎に近く必要な面積を確保できる本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 法第20条第4号の要件への適合性

## ア 事業を早期に施行する必要性

現在、当該高等学校は、屋外グラウンドを所有しておらず、体育授業や部活動の内容が制限されており、生徒の健全な身体及び精神の向上に資するため、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
見附市役所建設課

### ◎新潟県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白根安田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市土深字狐島634番4から 同市荻曾根字西灰塚226番1まで	新	7.0～50.7メートル	231.4メートル
	旧	(A)7.2～14.0メートル	231.4メートル
		(B)7.2～17.0メートル	256.5メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

### ◎新潟県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 白根安田線
- 2 供用開始の区間  
五泉市土深字狐島634番4から同市荻曾根字西灰塚226番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年4月6日

### ◎新潟県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南平小平尾線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市山古志南平字胡桃平乙2094番10から	新	6.8～27.0メートル	95.7メートル

同市山古志南平字胡桃平乙2096番まで	旧	6.8~16.0メートル	97.3メートル
---------------------	---	--------------	----------

◎新潟県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米山 隆一

1 路線名 県道 南平小平尾線

2 供用開始の区間

長岡市山古志南平字胡桃平乙2094番10から同市山古志南平字胡桃平乙2096番まで

3 供用開始の期日 平成30年4月6日

◎新潟県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米山 隆一

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 405号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
中魚沼郡津南町大字秋成7657番3から	新	8.8~32.0メートル	614.8メートル
同郡同町大字秋成13629番まで	旧	(A)5.8~32.0メートル	600.1メートル
中魚沼郡津南町大字秋成9126番1から		(B)7.0~20.4メートル	208.2メートル
同郡同町大字秋成7239番1まで			

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米山 隆一

1 路線名 一般国道 405号

2 供用開始の区間

中魚沼郡津南町大字秋成7657番3から同郡同町大字秋成13629番まで

3 供用開始の期日 平成30年4月6日

◎新潟県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字青野字沢田888番1から 同市浦川原区山印内字家ノ下426番1まで	新	(A)7.6~18.2メートル	4,191.8メートル
上越市三和区本郷字野畔242番1から 同市浦川原区山印内字円道1174番1まで		(B)11.5~115.5メートル	4,578.0メートル
上越市大字青野字沢田888番1から 同市浦川原区山印内字家ノ下426番1まで	旧	7.6~18.2メートル	4,191.8メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用  
一部区間一般国道404号と重用

#### ◎新潟県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市千種字中415番1から	新	12.0~14.0メートル	92.2メートル
同市千種字中540番1まで	旧	11.0~14.0メートル	92.2メートル

備考 路線の重用  
全区間県道金井畑野線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 金井畑野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市千種字中415番1から	新	12.0~14.0メートル	92.2メートル

同市千種字中540番1まで	旧	11.0～14.0メートル	92.2メートル
---------------	---	---------------	----------

備考 路線の重用  
全区間一般国道350号と重用

#### ◎新潟県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間  
佐渡市千種字中415番1から同市千種字中540番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年4月6日

#### ◎新潟県告示第394号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年4月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 施行者の名称  
上越市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 上越都市計画下水道事業  
(2) 名称 上越市公共下水道（上越処理区）
- 3 事業施行期間  
昭和54年12月21日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
なし  
(2) 使用の部分  
変更なし

#### ◎新潟県告示第395号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成30年4月6日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

- 1 竣功認可年月日  
平成30年3月27日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所  
新潟県  
代表者 新潟県知事 米山 隆一  
新潟市中央区新光町4番地1
- 3 埋立区域  
1 工区  
(1) 位置  
新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1250番地及び1251番地に接する国有海浜地の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち、①-1の地点から①-2、①-3、①-4、①-5、②-1、③-1、⑥、⑦の地点までを結んだ線と、①-1の地点と⑦の地点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位(D.L.+0.44メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①-1の地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点(北緯37度02分18秒3481、東経137度49分45秒9828)から47度46分09秒586.58メートルの地点

①-2の地点 ①-1の地点から31度54分44秒3.13メートルの地点

①-3の地点 ①-2の地点から40度13分26秒9.96メートルの地点

①-4の地点 ①-3の地点から48度23分11秒10.01メートルの地点

①-5の地点 ①-4の地点から56度46分21秒10.00メートルの地点

②-1の地点 ①-5の地点から64度00分12秒7.89メートルの地点

③-1の地点 ②-1の地点から155度01分43秒14.70メートルの地点

⑥の地点 ③-1の地点から65度17分08秒15.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から129度58分03秒24.06メートルの地点

## (3) 面積

851.85平方メートル

## 4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成19年10月29日 新潟県港整第251号

平成24年7月3日 新潟県港整第164号

平成27年3月3日 新潟県港整第572号

平成29年3月31日 新潟県港整第377号

平成29年9月26日 新潟県港整第204号

## 5 法第22条第3項の市町村(閲覧場所)

糸魚川市

## 公 告

## 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3号の規定により、新潟県ホームページ管理システム構築・運用業務について、次のとおり総合評価一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

平成30年4月6日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 入札に付する事項

## (1) 業務名

新潟県ホームページ管理システム構築・運用業務

## (2) 業務内容

新潟県ホームページ管理システム構築・運用業務に係る入札説明書(以下「入札説明書」という。)及び新潟県ホームページ管理システム構築・運用業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。

## (3) 業務委託期間

契約締結の日から平成36年9月30日まで

## (4) 業務場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部情報政策課及びその他県が指定する場所

## 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

## (1) 交付期間

平成30年4月6日(金)から平成30年4月20日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 交付場所  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

- (3) 問合せ等  
入札説明書による。

### 3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時  
平成30年6月20日(水) 午前10時
- (2) 場所  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室

### 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる一の個人又は法人若しくは共同企業体であって、それぞれ次に掲げる要件を全て満たしている者でなければならない。

#### (1) 個人又は法人

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされた者

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立をされた者

(ウ) 会社法(会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ウ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

エ 平成15年4月1日以降において、都道府県又は政令指定都市において、それぞれの団体全体の業務を網羅するようなホームページを管理するためのシステムの開発業務及び運用保守業務の実績を有する者(それぞれ別の契約であっても可)であること。

なお、再委託で業務を請け負った場合を除く。

オ 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

カ 本件入札に関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

キ 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

ク 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### (2) 共同企業体

ア (1)アからウ及びクに掲げる要件の全てを満たす個人又は法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者(以下「構成員」という。)で次の事項を定めた協定書を締結していること。

(ア) 共同企業体の目的

(イ) 共同企業体の名称(ただし、共同企業体の名称には、当該企業体の構成員の商号又は名称の全部又は一部を含んでいること。)

(ウ) 構成員の商号又は名称及び所在地

(エ) 代表構成員の商号又は名称

(オ) 共同企業体の存続期間

(カ) 代表構成員の責任及び権限

(キ) 各構成員の業務分担

(ク) 利益金及び欠損金の配当並びに負担の割合

(ケ) 取引金融機関の名称

(コ) 業務期間中における構成員の脱退に関する取決め及び脱退があつた場合の共同企業体としての措置

(サ) 業務期間中における構成員の破産、会社更生又は民事再生手続又は解散に対する措置

(シ) 共同企業体解散後の瑕疵担保責任



(ス) 業務期間中及び共同企業体解散後の成果物の権利義務の帰属

(セ) 構成員の出資割合

なお、本件業務契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ新潟県と協議すること。

イ 構成員の数が4者以内であること。

ウ 構成員のうち代表構成員を含む1者以上が、(1)エ及びオに掲げる要件を満たすこと。

エ 共同企業体の想定業務比率の最大の者が代表者であること。ただし、想定業務比率の最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

オ 全ての構成員が、本件入札に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

カ 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けていること。

#### 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められない者は、入札に参加することができない。

##### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期限

平成30年5月11日(金) 午後5時15分まで

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法

本人(法人にあっては代表権限を有する者。共同企業体にあっては代表構成員(代表構成員が法人の場合は、当該法人の代表権限を有する者)。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数

入札説明書による。

##### (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時

平成30年5月17日(木) 午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

#### 6 企画提案書の提出

本件入札に参加する者は、次に定めるところにより、企画提案書を作成し、提出すること。

(1) 提出期日 平成30年5月21日(月) 午前9時から午後5時まで

(2) 提出先 5(1)イに同じ。

(3) 提出方法 本人又は代理人による持参とする。

(4) 提出書類 入札説明書による。

#### 7 企画提案書の一次審査

6に定めるところにより企画提案書を提出した者が5者以上あった場合は、入札説明書に定めるところにより、一次審査を行う。この場合、一次審査に合格した者が8及び9に定める企画提案書の内容説明及び質疑応答並びに入札に参加することができる。

(1) 一次審査実施日 平成30年6月4日(月) 予定

(2) 一次審査の結果通知

一次審査の結果については、平成30年6月8日(金)までに書面により通知する。

#### 8 企画提案書の内容説明及び質疑応答

本件入札に参加する者は、入札説明書に定めるところにより、新潟県ホームページ管理システム構築・運用業務委託業者総合評価委員会(以下「委員会」という。)に対し、企画提案書について内容説明及び質疑応答を

行うものとする。

なお、一次審査を行った場合は、合格した者が行うこと。

- (1) 期日 平成30年6月15日(金)
- (2) 場所 新潟県庁内会議室又は新潟県庁周辺会議室

## 9 入札手続等

### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の業務名及び3(1)の入札執行日時を記載したものに限り。)をもって、3(1)の入札執行日前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

### (2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

### (3) 入札書の記載

ア 使用する言語、通貨及び単位は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (4) 落札者の決定方法

本公告に示した競争入札参加資格を有すると新潟県が判断した入札者であり、かつ予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、以下に定めるところにより新潟県にとって最も有利な申込みを行った者を落札者とする。

ア 技術点及び価格点の和(以下「総合評価点」という。)が最高の者を落札者とする。

なお、総合評価点が最高の者が2者以上あるときは、総合評価点が最高の者のうち技術点の最も高い者を落札者とし、総合評価点が最高でかつ技術点が高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

イ 技術点及び価格点は、別記評価基準表に基づき、委員会が採点する。

## 10 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 4に定める入札に参加する者に必要な資格のない者及び5に定める競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札
- (3) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 11 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

財務規則第41条の規定に基づき、自己の見積もった契約希望金額(入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額)の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。(2)に同じ。)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払い保証をした小切手を含む。以下同じ。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

### (2) 契約保証金

財務規則第41条の規定に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 12 その他

### (1) 提出書類等の取扱い

ア 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- イ 提出された書類は、審査に使用する場合を除き、提出者に無断で使用しない。
  - ウ 提出された書類の審査を行う際、必要な範囲において提出者に通知することなく複製を作成することがある。
  - エ 提出された書類は、返還しない。
- (2) その他
- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。
  - イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）に通報報告を行うこと。
  - ウ 本件調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
  - エ 詳細は入札説明書による。
  - オ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

### 13 Summary

- (1) Project Description:  
Development, detailed design, operation and maintenance of Contents Management System
- (2) Time and Place of bidding :  
10 : 00a. m. , 20, June, 2018  
Niigata Prefectural Building Bidding Room  
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
- (3) For more information, please contact the following division in Japanese:  
Information Management Division  
Department of General Affairs and Management  
Niigata Prefectural Government  
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture  
950-8570  
JAPAN  
TEL: 025-280-5103  
E-mail : ngt010090@pref.niigata.lg.jp

別記		評価基準表			
技術点					
大項目	評価項目	評価の基準	評価区分	内訳	配点
(1) 基本方針	基本方針	・新潟県の方針を理解し、その方針を踏まえた業務実施方針となっているか	必須	30	110
		・提示された解決策が、現行ホームページ及びCMSにおける課題の解決につながるか(以下の個別項目以外についての評価)	必須	20	
		【現行ホームページの課題】			
		・提示された解決策により、Webページの検索機能が向上するか	必須	10	
		・提示された解決策により、ナビゲーションやメニューが活用され、サイト回遊性が高まるか	必須	10	
		【現行CMSの課題】			
		・提示された解決策により、スマートフォン等新しい媒体での閲覧に適したWebページが作成できるか	必須	10	
		・提示された解決策により、ユーザーがリンク切れを把握できるようになるか	必須	10	
		・Webページ内のコンテンツの並び順を容易に変えることができ、ユーザーの編集の利便性が向上するか	必須	10	
	課題対応	・過去の業務経験を踏まえた課題を設定した上で、提示した解決策が適切であるか	必須	10	
(2) スケジュール	スケジュール	・スケジュールが具体的であり、かつ、進捗管理方法が遅延等を防止するために有用であるか	必須	30	40
		・提示するスケジュールが、根拠を明示したものであるか(当県の想定スケジュールと異なるスケジュールを提案する場合、その理由と根拠を明示しているか)	必須	10	
(3) 実施体制	実施体制	・事業者側の体制が、本業務の実施期間や内容を踏まえた根拠を明示したものであるか	必須	30	40
		・事業者・新潟県で行う作業分担が具体的なものであるか	必須	10	
(4) 新システムの機能	システムの特徴	・htmlに関する知識を持たないユーザーが利用することを想定した、分かりやすく使いやすいシステムであるか	必須	30	60
	機能要件一覧	・ユーザーがウェブアクセシビリティを確保したWebページを作成できるようなシステムであるか	必須	30	
		・機能要件一覧に掲げる機能を実現することができるか(必須機能(◎)については、機能が実現できない場合又は手法に課題があり実現が見込めない場合は失格)	必須	-	-
(5) デザイン	トップページデザイン	・デザインに関する要求事項を踏まえたデザインコンセプトとなっているか	必須	30	70
	分類	・ホームページ利用者が、目的のページにたどり着けるようなメニュー表示、分類の設定について創意工夫が見られるか	必須	30	
	イベント情報	・カレンダーの機能を利用し、イベント情報が探しやすい工夫がされているか	必須	10	
(6) 移行	移行	・移行手順が具体的なものであるか	必須	10	100
		・新潟県の作業分担が明記されており、かつ、ユーザーによる業務負担を軽減するための対応となっているか	必須	60	
		・ユーザーが新システムの利用に円滑に移行できるか	必須	30	
(7) ハードウェア・ソフトウェア	ハードウェア・ソフトウェア	・性能、耐障害性・信頼性、拡張性及びセキュリティ要件を踏まえ、根拠を提示した上で、必要十分な構成となっているか	必須	30	30
(8) 運用保守	運用保守	・システムの運用時間(24時間365日)を踏まえ、障害やインシデント発生時に迅速に対応し、早期の復旧が行えるか	必須	30	50
		・改ざんや不正アクセス等を受けた際に、被害の発生や拡大を防ぐための迅速な対応が行えるか	必須	20	
(9) 大規模災害	大規模災害	・大規模災害を想定した場合、必要な機能を維持するために有用な方法であるか	必須	10	10
(10) 追加提案事項	機能要件に係る事項(企画提案書作成要領別紙1の要件レベルが△に関する提案)	・提案する内容を実現することにより、県の業務の効率化やホームページ利用者の利便性向上につながるか	任意	30	40
	拡張性(仕様書1.5(4))	・将来的な拡張性が、実現可能な範囲で有用なものであるか	任意	10	
技術点合計					550
価格点					
価格点					250
総合評価点					
技術点+価格点					800
価格点の算定方法について 価格点=偏差値×配点の満点/100 偏差値=(入札額-入札額の平均値)×(-10)/標準偏差+50 標準偏差=((入札額-入札額の平均値)の2乗の全入札者分の総和)/入札参加者数の平方根 各計算に当たっては、小数点以下第3位で四捨五入するものとする。ただし、評価点数を求める際は小数点以下第1位で四捨五入する。  入札参加者が2者の場合は、次に示す方法とする。 価格点=(配点の満点×修正偏差値/100×2+満点の価格点×(1-入札額/予定価格))/3 修正偏差値=50-偏差値の差の絶対値/2×(入札額-他者の入札額)/予定価格  入札参加者が1者のみの場合、または、全ての入札者の入札額が同額の場合は、価格点を一律125点とする。					

争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長山崎大輔から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成30年4月6日

新潟県知事 米山隆一

1 要求事項

人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求

2 期間

平成30年4月8日午前0時以降本問題解決まで

3 場所

日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場

4 概要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独にもしくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、センターネットワーク機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成30年4月6日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達案件の名称

センターネットワーク機器等賃貸借

## (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等

入札説明書及び仕様書による。

## 2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先

## (1) 期間

本公告の日から平成30年5月2日（水）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

## (2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

## (3) 問合せ先

## ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

電話番号 025-285-0110 内線2235

## イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部情報管理課運用管理係

電話番号 025-285-0110 内線2443

## 3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本調達物品又はこれと同等品に係る調達について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。

(4) 本調達物品納入後のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

## 4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

## (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期限 平成30年4月6日（金）から平成30年5月2日（水）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部警務部会計課調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期限内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成30年5月11日(金)午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成30年5月18日(金)午前11時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)を平成30年5月17日(木)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた金額)とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上の金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた金額)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing contract for integrated network switching devices and related equipment

(2) Date, time and place of tendering:

Date: May 18 (Fri), 2018

Time: 11:00 am

Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building

First Floor, Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 〒950-8553

(3) Contact point for the notice:

Supplies and Procurement

Accounting Division

Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 〒950-8553

Phone: 025-285-0110 ext. 2235

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、磁気共鳴画像診断装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成30年4月6日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

磁気共鳴画像診断装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年3月29日（金）

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 943-0192  
新潟県上越市新南町205番地  
新潟県立中央病院経営課経営係  
電話番号 025-522-7711 内線2323

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限  
平成30年4月20日(金)午後5時00分

### 4 入開札の日時及び場所

平成30年4月27日(金)午前10時30分  
新潟県立中央病院講堂1

### 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
免除する。

- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否  
要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

詳細は入札説明書による。

### 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

magnetic resonance imaging systems [1]set

- (2) bid submission:

10:30A.M. April 27, 2018

- (3) For more information, please contact the following division in Japanese:



Management Division,  
 Department of Administration,  
 Niigata Prefectural Central Hospital  
 \*address:  
 205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata  
 〒943-0192  
 JAPAN  
 TEL 025-522-7711 Ext. 2323

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、訂正の報告があったので、平成24年9月21日付け新潟県選挙管理委員会告示第64号の一部を次のとおり改める。

平成30年4月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成30年3月23日

個人演説会等を開催することのできる施設の指定及び指定の取消し報告 中

頁	施設名	項目	訂正後	訂正前
23	サン・ビレッ ジ弥彦	施設の 所在地	西蒲原郡弥彦村大字麓3134番地3	西蒲原郡弥彦村大字上泉1753番地1

## 労働委員会公告

### 調停申請について（公告）

平成30年3月28日、新潟県厚生連労働組合から、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第18条第3号の規定による調停申請があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第7条第2項及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第77条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年4月6日

新潟県労働委員会

会長 兒玉 武雄

- 関係当事者  
 組合側 新潟県厚生連労働組合  
 使用者側 新潟県厚生農業協同組合連合会
- 関係公益事業 労働関係調整法第8条第1項第4号に規定する医療の事業
- 調停申請事項 組合事務所ビルの使用

## 新潟海区漁業調整委員会公告

### 漁場計画樹立に係る公聴会の開催について（公告）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成30年4月6日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

- 日時 平成30年4月24日（火）  
 午後1時30分から午後2時30分まで

2 場 所 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県自治会館 別館9階 902会議室

3 公聴する事項

- (1) 区画漁業権漁場計画の設定について(新区第1号~第5号)
- (2) 定置漁業権漁場計画の設定について(新定第1号~第6号)

佐渡海区漁業調整委員会公告

漁場計画樹立に係る公聴会の開催について(公告)

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成30年4月6日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

1 日 時 平成30年4月25日(水)  
午後1時30分から午後2時30分まで

2 場 所 佐渡市春日1番地1先  
佐渡水産物地方卸売市場 2階 研修室

3 公聴する事項

- (1) 区画漁業権漁場計画の設定について(佐区第1号~第30号)
- (2) 定置漁業権漁場計画の設定について(佐定第1号~第21号)

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第40号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域は、次のとおりである。

平成30年4月6日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域	委 嘱 期 間
青木 洋子 小林 よし子 鈴木 美恵子	新潟警察署生活安全課	新潟警察署の管轄区域	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで
仲村 幸男	新潟中央警察署生活安全課	新潟中央警察署の管轄区域	
後藤 イネ子 齋藤 素子	新潟東警察署生活安全課	新潟東警察署の管轄区域	
青柳 和洋 池田 朝子 植木 洋 原澤 秀明	新潟西警察署生活安全課	新潟西警察署の管轄区域	
横木 春三	江南警察署生活安全課	江南警察署の管轄区域	
佐藤 美加 岡本 新一 國兼 健治	新潟北警察署生活安全課	新潟北警察署の管轄区域	
齋藤 明美	佐渡西警察署生活安全課	佐渡西警察署の管轄区域	

羽藤 光治		
金子 敏之 稲葉 勝則	佐渡東警察署生活安全課	佐渡東警察署の管轄区域
武田 隆 小沼 一久 丹呉 久子 井上 喜美子	新発田警察署生活安全課	新発田警察署の管轄区域
磯部 傑	村上警察署生活安全課	村上警察署の管轄区域
佐藤 元美 庄司 博一	津川警察署生活安全課	津川警察署の管轄区域
鈴木 紀美子 亀山 照久	五泉警察署生活安全課	五泉警察署の管轄区域
武田 聡 土屋 孝司	秋葉警察署生活安全課	秋葉警察署の管轄区域
田中 八重子 渡辺 秀一	三条警察署生活安全課	三条警察署の管轄区域
小嶋 ノリ 和泉 徹	新潟南警察署生活安全課	新潟南警察署の管轄区域
石川 和子 木原 孝夫 石田 真也	西蒲警察署生活安全課	西蒲警察署の管轄区域
川瀬 良子 田野 温子	燕警察署生活安全課	燕警察署の管轄区域
田邊 良夫 番場 綾子	加茂警察署生活安全課	加茂警察署の管轄区域
田中 隆宏 蝶名林 和男	見附警察署生活安全課	見附警察署の管轄区域
小松 郁子 渡邊 幸一 神保 千春	長岡警察署生活安全課	長岡警察署の管轄区域
山崎 順市 山田 秀和	与板警察署生活安全課	与板警察署の管轄区域
渡部 透 松山 彰子	小千谷警察署生活安全課	小千谷警察署の管轄区域
今井 裕子 渡邊 喜美代	小出警察署生活安全課	小出警察署の管轄区域
山田 光昭 高橋 幸伸	南魚沼警察署生活安全課	南魚沼警察署の管轄区域
越村 伸弥	十日町警察署生活安全課	十日町警察署の管轄区域
内田 博志 西村 隆	上越警察署生活安全課	上越警察署の管轄区域

## ◎新潟県公安委員会告示第41号

警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成30年4月6日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

## 1 実施期間及び場所

## (1) 実施期間

平成30年5月15日(火)から平成30年5月18日(金)までの4日間の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2  
技術士センタービル I

2 受講定員

10人

3 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成30年4月19日(木)から平成30年4月20日(金)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話  
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(5) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、機械警備業務管理者講習受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通及び履歴書1通を添えて提出すること。

イ 提出期間

平成30年5月8日(火)から平成30年5月9日(水)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が必ず持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

38,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

4 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

5 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター  
電話番号 025-285-0110(代表)

## 雑 報

### 一般競争入札の実施について(公告)

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、図書館業務処理システムの借り上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年4月6日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若杉 隆平

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

図書館業務処理システムの借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び別記仕様書による。

(3) 賃貸借期間

平成30年10月1日から平成35年9月30日までとする。

(4) 納入期限

平成30年9月30日(日)までに、調達機器について確認検査を受けること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

平成30年4月6日(金)から平成30年4月13日(金)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

新潟県立大学総務財務部財務課(新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地)

(3) 問合せ方法

入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成30年4月26日(木) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学1号館A棟1203会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 本調達物品又はこれと同等以上の類似する物品に係る納入実績又はリース契約実績があることを証明した者であること。

(3) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(5) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成30年4月19日(木) 午前9時から午後5時15分

イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学総務財務部財務課

ウ 提出方法 本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及びその部数 入札説明書による。

(2) 参加資格確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ

書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 平成30年4月23日(月) 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 (1)イに掲げる場所

## 6 入札手続等

### (1) 入札の方法

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

### (2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる図書館業務処理システムの1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

### (3) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

## 7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第8条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 9 契約保証金

契約金額(1に掲げる図書館業務処理システムの1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に60を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 10 その他

### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

### (2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

#### イ 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

ウ 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がない時は契約を締結しない場合がある。)

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。

オ その他詳細は、入札説明書による。

正 誤

平成30年3月30日付け新潟県条例第10号（新潟県県税条例の一部を改正する条例）  
27ページの「平成30年法律第 号」は、「平成30年法律第3号」の誤り。

平成30年3月27日付け新潟県告示第306号（河川の浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される浸水深及び浸水の継続時間の指定）中

ページ	行	誤	正
8	17	信濃川水系	関川水系